

12

日常生活自立支援事業

「日常生活自立支援事業」とは、社会福祉協議会に登録された生活支援員が、日常生活に不安がある人や、判断能力が十分でない利用者本人に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理などの支援を行う事業です。

認知症の高齢者や知的障害・精神障害などのために判断能力が不十分な方が多く利用されているサービスですが、発達障害の方も利用できる場合があります。

※ 成年後見人等がついている方は利用できません。

サービス内容

- ・ 福祉サービスを利用するための情報提供や利用手続きをお手伝いします。
- ・ 公共料金の支払いや年金の受領確認、預金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きを行います。
- ・ 保管を希望される通帳や印鑑、証書など大切な書類をお預かりします。
- ・ 支援計画に沿って定期的に訪問し生活状況を見守ります。

※ 相談は無料です。契約によるサービス提供は有料です。

参考資料：静岡市社会福祉協議会 HP「日常生活自立支援事業パンフレット」

https://www.shizuoka-shakyo.or.jp/pdf/activity/consultation5_2309.pdf

お問い合わせ先



葵区：静岡市社会福祉協議会 地域福祉推進課（権利擁護係）

葵区城内町 1-1 静岡中央福祉センター内 電話：054-273-8090

